

独立行政法人国立病院機構兵庫あおの病院における 清涼飲料水等の自動販売機の設置・運営者の公募の公示

令和2年9月1日からの当病院内における入院患者、外来患者及び職員等（以下「患者等」という。）のための清涼飲料水等の自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置・運営者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び貸付料等にかかる見積書（封書で封印。以下「見積書」という。）を提出願います。

令和 2 年 6 月 2 4 日

独立行政法人国立病院機構
兵庫あおの病院長 浅香 隆久

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人国立病院機構兵庫あおの病院における自動販売機の設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は、当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のための自動販売機の運営の全般を実施する。

(3) 貸付(運営)期間

令和2年9月1日 ～ 令和7年8月31日（5年間）

本貸付契約は契約期間満了の日をもって契約は終了し、更新はない。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）の規程によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- ② 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。
- ③ 法人等を設立して5年以上経過しており、自動販売機について、良好な運営実績が3年以上あること。
- ④ 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ⑤ 不正及び不誠実な行為がないこと。
- ⑥ 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。

(2) 企画書及び見積書を特定するための評価基準（詳細については別紙）

① 企画書の提出者の能力

同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

② 自動販売機の運営方針等

運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取組意欲

③運営者からの提案

企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性

④賃貸料・販売手数料見積の妥当性

3. 手続等

(1) 担当課・係

〒675-1327 兵庫県小野市市場町926-453

独立行政法人国立病院機構兵庫あおの病院 事務部 企画課 業務班

電話0794-62-5533 (内線208)

(2) 説明書の交付期間及び場所

①交付期間

令和2年6月24日(水)から同年7月9日(木)まで

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。)

②交付場所

「(1)」に同じ

(3) 参加希望者の登録期限、場所及び方法

①登録期限

令和2年7月9日(木) 17時00分

②登録場所及び方法

「(1)」に同じ(別紙「応募申込書」を持参又は郵送)

(4) 企画書及び見積書の提出期限、場所及び方法

①提出期限

令和2年7月13日(月) 17時00分

②提出場所及び方法

「(1)」に同じ(持参又は郵送)

(5) 見積書開札日時、場所

令和2年7月28日(火) 14時00分 院内会議室

4. その他

(1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効

(2) 契約書作成の要否 …… 要

(3) 企画書のヒアリング …… 必要に応じて実施

(4) 関連情報を入手するための窓口 …… 上記「3.(1)」に同じ

(5) 詳細は、入札説明書による

(6) 公募公示から決定に至る期間の営業活動は禁止するものとする。また、当事業に係る全ての質問については電子メールのみとする(質問の受付は7月9日(木) 17時までとし、参加希望者全員へ電子メールにて回答をする)。